

2014年12月8日 全5頁

いよいよ適用開始 投信制度改革 トータルリターン通知制度

顧客ごと・銘柄ごとのトータルリターンの年1回以上の通知が義務化

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 投資信託のトータルリターン通知制度が2014年12月1日から開始され、販売会社は投資家に対し年1回以上トータルリターンを通知することが義務付けられた。
- トータルリターンとは、現在の評価金額と累計受取分配金額および累計売付金額を加え、累計買付金額を控除したものである。投資家は、トータルリターンを見るだけで、当該投資信託に投資したことにより、販売手数料・信託報酬等のコストを考慮した上で、いくら得しているのか、損しているのかを明瞭に把握できるようになる。
- もっとも、一律適用となるのは2014年12月1日以後に顧客が新規に買付した投資信託に限られ、2014年11月30日以前から顧客が保有している投資信託についていつまで遡って適用するのかは販売会社によって対応が分かれている。
- また、累計受取分配金を税引後とするのか税引前とするのか、外貨建の投資信託のトータルリターンを外貨ベースで計算するのか円ベースで計算するのかなども販売会社により対応が分かれることとなる。

1. 背景

「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」（以下、投信 WG 最終報告）では「元本の払戻しを伴う多頻度の分配を行う商品の普及により、全体的な得失の把握が難しくなっている」ことから投資開始後に「全体的な得失を瞭然と理解するための仕組みを検討することが必要」と報告された。

これまで、投資家は、投資信託の各決算期において支払われる分配金については、取引残高報告書等により確認することができたが、投資信託の購入時点から現在までの投資期間全体で累計でどれだけの分配金を受け取ったのかは、自ら計算する必要があった。

また、投資信託の現在の時価と累計の分配金を合わせた累積の損益が、買付金額を上回っているのか、すなわち、その投資信託への投資がトータルで利益を生んでいるのか、損失を生じさせているのかも、自ら計算する必要があった。

こうした問題に対して、販売会社の中には自社基準によるトータルリターン（一定期間の累積損益）を計算し投資家に情報提供を行ってきた会社もあるが、トータルリターンの計算に必要なシステムを備えていない販売会社もあった。

そこで、投信 WG 最終報告では、業界全体でトータルリターン把握のための定期的通知制度を実施すべきとした。

これを受け、日本証券業協会は、2013年6月28日に規則を改正し、トータルリターン通知制度の導入を協会員（投資信託の販売会社）に義務付けることとし、制度は改正投信法の施行と同時に2014年12月1日から施行した。

2. トータルリターンの定義・通知内容

トータルリターンとは、一般に、株式や投資信託などの評価損益・譲渡損益（キャピタルゲイン）と配当・分配金の累計による収益（インカムゲイン）を合計した損益のことを指す。

例えば、「日経平均株価」は対象銘柄の値動きを示す指標だが、これには対象銘柄から配当金がいくら支払われたかは考慮されない。これに対し、「日経平均トータルリターン・インデックス」は、対象銘柄の値動きに加えて配当も考慮したパフォーマンスを示す指標である。

トータルリターン通知制度は、販売会社がその顧客に対し、保有している投資信託のトータルリターンを、銘柄ごとに¹集計し、通知することを義務付ける制度である。

トータルリターン通知制度におけるトータルリターンの定義は、下記の通りである。

図表1 トータルリターン通知制度のトータルリターンの定義

トータルリターン = (①評価金額 + ②累計受取分配金額 + ③累計売付金額) - ④累計買付金額				
	計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託の評価額	当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額の累計	当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計	当該投資信託の買付金額の累計
原則	基準価額を用いて算出する	税引後の金額を用いる(分配金再投資分は含めない)	換金手数料・消費税額を控除後の金額を用いる	販売手数料・消費税額を加算後の金額を用いる(再投資された分配金は含めない)
その他の方法	解約価額を用いて算出することもできる	・税引前の金額を用いることもできる ・分配金再投資分を含むこともできる		分配金再投資分を②に含んで表記する場合は、当該金額を④にも含める

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

¹ 同一銘柄を一般口と累積投資口の両方で保有している場合は、トータルリターンの計算上、両者を別銘柄として扱うか同一銘柄として扱うかは販売会社による。また、同一銘柄をNISA口座・特定口座・一般口座において保有している場合も、これらを別銘柄として扱うか同一銘柄として扱うかは販売会社による。

すなわち、現在の投資信託の評価金額（①）に、累計で受け取った分配金額（②）と解約・買取請求により換金した金額（③）を合計し、累計買付金額（④）を控除したものがトータルリターンである。トータルリターンは比率ではなく、金額で表示する²。

買付時に支払った販売手数料および消費税額については④に含まれており、かつ、①の評価金額については日々発生する信託報酬等を控除した後の金額である。このため、投資家は、トータルリターンを見るだけで、当該投資信託に投資したことにより、販売手数料・信託報酬等のコストを考慮した上で、いくら得しているのか、損しているのかを明瞭に把握できる。

もっとも、トータルリターンの定義について、全ての販売会社で統一されるわけではない。

分配金再投資を行う投資信託の場合、分配金再投資額については「②にも④にも含めない」か「②にも④にも含める」かは販売会社による。分配金に係る所得税・住民税等の税負担について、これをトータルリターンから控除するか否かは販売会社による。解約時に解約財産留保額が発生する投資信託もあるが、評価金額を解約財産留保額を控除した解約価額とするか、解約財産留保額を考慮しない基準価額とするかも販売会社による。

外国投資信託および外国投資証券における各計算要素の数値は、上記に準じて計算される。

外貨建ての投資信託については、原則として外貨ベースでトータルリターンを計算することとなっているが、販売会社により、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。

トータルリターン通知制度によって、販売会社から顧客に通知される内容は下記の通りである。

図表 2 トータルリターン通知制度の通知内容

(ア) 投資信託等の名称
(イ) 計算基準日
(ウ) 評価金額（図表 1 の①）
(エ) 「累計受取分配金額（図表 1 の②）および累計売付金額（図表 1 の③）」または累計受取金額（図表 1 の②と③の和）
(オ) 累計買付金額（図表 1 の④）
(カ) トータルリターンの額
(キ) トータルリターンの計算式
(ク) 書面に記された金額は、税額計算において使用できない旨
(ケ) その他、協会員（販売会社）が必要と認める事項

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

² 一般には、トータルリターンは金額だけでなく比率で示されることもある。

3. 対象銘柄

トータルリターン通知制度の対象となるのは、販売会社が顧客から保管の委託または振替口座簿への記載・記録により管理している投資信託（外国投資信託・外国投資証券を含む）のうち募集・売出しが行われたもの（私募投資信託は含まない）である。

ただし、下記の銘柄については販売会社がトータルリターン通知制度の対象外とすることができるものとなっている（これらの銘柄であっても、販売会社がトータルリターン通知制度の対象とすることもできる）。

図表3 トータルリターン通知制度の対象外とできる投資信託

- ・ 上場投資信託（ETF、上場 REIT など）
- ・ 投資一任契約（SMA、ファンドラップなど）により買い付けた投資信託
- ・ MRF や MMF（外貨建てを含む）
- ・ 公社債投資信託（注1）
- ・ アンブレラ型投資信託（注2）のうち一定のもの（注3）
- ・ 財形・ミリオンにより買い付けた投資信託
- ・ 確定拠出年金により買い付けた投資信託
- ・ 販売会社が買付契約を締結していない投資信託（相続・贈与、他社からの移管など）
- ・ 自社内の口座間の移管により保有する投資信託（NISA 口座から課税口座への移管など）
- ・ 顧客が継続して10年を超えて保有する投資信託

（注1）ただし、（外貨建て MMF 等を除く）外国公社債投資信託は、トータルリターン通知制度の対象となる。

（注2）複数のサブファンドをまとめて1つのファンドとして運営される投資信託等をいう。

（注3）ブル型・ベア型・マネーパール型のうち2つ以上のサブファンド間でスイッチングを行えるもので、年2回を超える分配を行うサブファンドを含まないもの

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 対象顧客

トータルリターン通知制度の対象顧客は、特定投資家を除く個人顧客である。ただし、販売会社により、特定投資家や法人顧客を対象にすることもできる。

5. 通知の方法・頻度

トータルリターンの通知は、次の①～④のいずれかによって年1回以上行う必要がある（基準日は販売会社がそれぞれ定める）。ただし、「①書面の交付」以外の方法による場合は、販売会社は顧客から事前の同意を得る必要がある³。このうち、「④インターネット等による送信」

³ 既に、他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。また、「④インターネット等による送信」の方法により通知する場合は、顧客から「①書面の交付」を希望する旨の申出がない限りホームページの顧客専用画面での表示によりトータルリターンを通知する旨を記載した書面を送付し、顧客からの当

の方法によりトータルリターンの通知を行う場合、顧客が当該方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する⁴。

図表 4 トータルリターンの通知の方法

- ①書面の交付
- ②FAXによる送信
- ③電子メールによる送信
- ④インターネット等による送信

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、経過措置として、2014年12月1日から2017年11月30日までの間については、顧客からのトータルリターンの照会に対して、販売会社が口頭または上記①～④の方法で通知する方法でも差支えないものとされている。この経過措置を採用する場合、顧客が照会を求めることによりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する⁵。

上記経過措置により顧客からのトータルリターンの照会に対して通知する場合、トータルリターンの計算は年1回以上行い、直近に計算したトータルリターンを通知する。上記経過措置により口頭でトータルリターンを通知する場合は、「図表2の(キ)トータルリターンの計算式および(ク)書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨」を書面により事前に通知している場合には、(ア)投資信託等の名称、(イ)計算基準日、(カ)トータルリターンの額および協会員(販売会社)が必要と認める事項について回答することができる。

6. 施行時期

トータルリターン通知制度は2014年12月1日に施行され、2014年12月1日以後に顧客が新たに買い付ける投資信託について適用が義務付けられる。

2014年11月30日以前から顧客が保有している投資信託については、一律にトータルリターン通知制度の適用を義務付けられてはいない。このため、いつまで遡って適用対象とするのかは、販売会社により対応が分かれている⁶。 【以上】

該申出がないことをもって同意を得たこととすることも考えられる。

⁴ ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる。

⁵ ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる。

⁶ 協会のガイドラインでは、2013年6月28日(規則制定日)以後の顧客が新たに買い付けた投資信託についてはトータルリターンを通知するよう努めるものとしている。ただし、2013年6月28日に遡っての対応が困難な場合、各協会員(販売会社)において対応が可能な日付を定め、その日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託についてトータルリターンを通知するよう努めるものとしている。また、2013年6月27日以前に買い付けた投資信託についても、各協会員(販売会社)が可能な範囲で積極的に対応することが望まれるとしている。